

## 整備新幹線の取扱いについて

(昭和63年8月31日)  
政府・与党申合せ)

- 1. 「整備新幹線の取扱い」については、以下のとおり着工優先順位を決定する。
  - (1) 着工優先順位は、63年8月30日に六人委員会に提出された「優先順位総合評価表」のうち、K、L及びM案（運輸省案）に絞り、検討を行うものとした。
  - (2) 着工優先順位は、次のとおりとする。
    - ①(i) 北陸新幹線（L案のうち、高崎・軽井沢間。標準軌新線。なお、軽井沢・長野間の取扱いについては、1998年冬季五輪の開催地問題等を考慮して、3年以内に結論を得るものとする。）
    - (ii) 北陸新幹線（L案のうち、金沢・高岡間。新幹線規格新線）
    - ② 東北新幹線（K案）
    - ③ 九州新幹線（M案）
    - ④ 北陸新幹線（L案のうち、魚津・糸魚川間。新幹線規格新線）
  - (3) なお、前項の順位決定に当たっては、従来の整備新幹線の整備計画はすべて維持されることを前提とし、これをその第一歩と位置づける。また、今後、経済社会情勢の変化等を考慮して、五年後に見直すこととする。
2. 北陸新幹線（L案のうち、高崎・軽井沢間）については、64年度には、建設に本格的に着工する。また、その他の区間等についても引き続き着工するが、難工事の部分については早期に着手する。

このため、着工の具体的な手順方法については、財源問題（国、地域、JR等の負担区分等）、並行在来線の廃止の可否及び具体的方法、法制上の論点等に関し、整備新幹線建設促進検討委員会（親委員会）において更に検討し、地方公共団体及びJRの意見、地元のコンセンサス等に配慮して、本年12月末までに必ずその結論を得る。
3. 64年度の概算要求については、本委員会において検討中であるので、運輸省は、とりあえず、整備新幹線についての事項要求を行う。
4. なお、着工優先順位の決定が行われたことを考慮して、着工優先順位専門検討委員会は、これを廃止するとともに、財源問題等専門検討委員会は、整備新幹線建設促進検討委員会（親委員会）に吸収し、今後、同委員会において総合的に検討する。
5. 本決定に抵触しない事項であって、従来の各年度予算編成にあたっての整備新幹線の取扱いについての政府・与党覚書に規定されている事項（例えば、昭和62年度予算編成における北陸新幹線（小松・武生間）についての着工準備作業所の設置など）は、依然として有効である。